

## 令和6年度第5回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和6年10月16日（水）午後2時～  
場所：保健福祉センター 5階 501会議室

### 1. 開会

### 2. あいさつ

### 3. 議事

#### （1）大和市子ども計画素案について

事務局：（資料に基づき、第1章～第4章まで説明）

【途中、委員より会議手法についての確認あり】

委員：（会議資料が事前配布ではなく、当日配布となったことに際して）会議は議論をする場であり、本来、会議資料は事前に送付していただくものと考えています。会議は資料の読み合わせの場ではなく、事務局からの説明に多くの会議時間が割かれていることに疑問を感じます。

事務局：会議の資料について、事前送付を予定していましたが、関係部署との調整や資料の精査に時間を要し、会議の場での配布となりました。第4章については、重要な内容であるため、この場でご説明させていただいた上でご審議いただきたいと考えています。

会長：ただいま説明がありました、第1章から第4章まで部分について、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委員：質問が3点あります。

1点目は、先ほど他の委員からも指摘があった会議資料の事前の配布についてで、私も同じ考えです。会議当日に配布されても読みきれないで、読み込んだ後、メール等でご質問してよろしいですか。また、このボリュームであれば、暫定版でも良いので、送っていただけるとありがとうございます。

2点目は、子どもの貧困対策（55ページ）についてです。子どもの貧困は、親の貧困が主たる理由だと思うので、そうなると生活保護の受給を考えることになるのかと思います。施策の方向性として「関連機関と連携して～」と記載がありますが、これは、ひとり親家庭に関連した内容になっています。ひとり親家庭に限らず、生活保護はどこの事業で、どこの所管課が実施しているのかわかりませんが、子どもが貧困で苦しんでいて、親も生活保護の申請をしているがなかなか

か受けられないなど、深い理由もあったりすると思うので、生活保護の事業と連携も図るような動き、要素を盛り込んでいったらどうかとご意見させていただきます。

3点目は、61ページの用語について、現状と課題の一番下「インクルージョン」とは何でしょか。

会長：子育て中の貧困の方でも生活保護は受けられるのでしょうか。

事務局：まず、1点目について、このボリュームの資料を今日の会議の中だけでご理解いただくことは難しいと思います。ご指摘のとおりだと思いますので、今後は事前にお送りできるよう努めてまいります。補足となります。今回、「こども基本法」に基づく「こども計画」を初めて作成する中で、第二期計画までの「子ども・子育て支援事業計画」では、基本的にこども部を中心とし、必要に応じて健康福祉部、教育委員会等と調整しながら策定していたのが、今回策定する「こども計画」においては、これまでの計画の枠を大きく超え、道路施策や環境施策、場合によってはゴミの問題など、こどもに関わる市の幅広い施策が含まれるため、策定作業が停滞する場面もあり、当日配布となったものです。先ほど委員からご提案があった暫定版のような形でも、事前に情報提供ができればと考えています。また、会議終了後にメールで照会いたしますので、ご意見をいただければと思います。

2点目について、生活保護は最後のセーフティーネットであり、序的にも周知されているものですが、そのような取組についても記載が可能か検討したいと思います。

3点目、「インクルージョン」については、改めて確認させていただきたいと思います。

委員：「インクルージョン」という言葉については、一般用語であればそのまま使っても良いのですが、わからない人が多ければ、注釈が必要ではないかという意味での質問です。

事務局：「インクルーシブ」という言葉は良く使われていて、「障がいのあるなしに関係なくいろいろな人が混ざり合う」というような時に使います。「インクルージョン」については改めて回答したいと思います。

会長：教育の場面で使うときと障がいの場面で使うときなど、それぞれの分野によって捉え方が違うと思いますので、用語説明で皆さんのがわかりやすくなるようにしていただけると有り難いです。

委員：私も同じことで、91ページに出てくる「レジリエンス教育」という言葉も一般的に使われているのかもしれません、わからない方も多いと思いますので、注釈を入れるとわかりやすくなると思います。

会長：言葉が難しい時には注釈を入れていただけると有り難いと思います。子育て家庭で生活保護を受給されている方は実際にいるのでしょうか。

事務局：ひとり親家庭の方で受給されている方もいます。また、母子・父子自立支援員が相談を受ける中で、生活保護が必要であると考えられる場合には、必要に応じ、窓口に同行するという対応も取らせていただいています。

会長：行政機関を使う場合には、いろいろな手続きが必要になるので、大変な方に大変な手続きをしていただくことになる場合もありますが、相談を受けた際など、生活保護を受けられる場合もあるということを伝えられるのではないかと思いました。

委員：生活保護の話が出ましたが、今の話だと「受給するハードルが低い」といった印象が議事録に載ることになると思いますが、この場限りなら良いのですが、生活保護の仕組みを考えると、世帯収入や貯金のこともあり、受給するハードルは高いと思います。果たして生活保護という言葉を一人歩きさせて良いのか疑問に感じます。

会長：確かにそうですね。

委員：かなり世帯収入が低い場合でないと生活保護は受給できないのが現実だと思います。そうなると、先ほど他の委員も言われたように、貧困の原因は何かという話で、昨年、県の方で貧困率が10%と出ていたのを見ましたが、根本的な貧困の状況、例えば、小学校に通っている子が修学旅行に行く場合、費用が掛かります。費用を後払いできるようになった学校もあり、そうなると支払いまでに少し余裕ができますが、事前に払うと生活がギリギリになってしまい家庭もあり、そのような家庭まで支援することは難しいと思います。話が幅広くなっていますが、国も大和市も未就学にはとても手厚く相談も支援もされている状況があり、出産から切れ目なく支援していますが、今回、こども家庭庁が18歳、さらにはそれ以上の方も対象としている中で、率直に申し上げると、小学校からは手厚くないと感じています。私が思うのは、大和市独自の施策が大事で、障がい福祉系はとても手厚いのですが、小学生以降は手薄になりがちで、貧困家庭に手を差し伸べるところができない。「相談を受けます」と書いてありますが、実際、ライフステージにおける小学生、中学生、高校生の相談は誰が受けるのか、障がいがあるなどの専門的な相談はどこで受けられるのかなど、もう少し細かく、分野別に専門性のある相談を誰が受けるのか具体的に見えてくると安心できると思います。

会長：子育てに関して市独自の制度というと、ひとり親の家賃補助は聞いたことがあります。独自の政策等も含めてどのように考えているのでしょうか。

事務局：市独自の事業としては会長が言われた「ひとり親家庭の家賃助成」があり、これは他市ではあまり実施していないもので、市独自で条例を制定して実施しております。近年、国の政策に伴い、交付金や補助金が増え、基本的に国で3分の1、県で3分の1の負担割合があることから、一つの施策を進めるにあたっては、市の負担が3分の1となるものも増えました。そのような中で、経済的困窮に対して、市の独自施策としてどのように実施できるか難しいところがあります。また、委員からも生活保護が簡単に受けられない現状があるという話もありました。当然、そこに至るまでの経過があるわけですが、生活保護基準ではないけれども生活困窮者に対する家賃助成という制度を活用できる場合もあります。市だけではなく、社会福祉協議会など、生活資金の一部をお貸しする制度もあります。学校の就学援助では、所得制限はありますが、生活困窮の家庭について学用品や医療費などの助成制度もあるので、そのような制度を組み合わせていくことになります。具体的な市の独自施策については、検討する部分が大きく、今回の計画に盛り込むことは困難であると認識しています。

会長：中学になると修学旅行に行けなかったという子の話も聞くので、そのようなところが緩和されれば良いと思います。

委員：私は文部科学省の外国人児童生徒のアドバイザーをやっている関係で気になるのですが、43ページについて、上段では「外国につながりをもつ」という言い方で、下段では「外国につながるこども」と書いてありますが、神奈川県は「外国につながりのある」で統一しています。この表記方法については、少し調整してほしいと思います。また、同じページのタイトルが「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」とある中に、外国につながりのあるこどもが入っていて、意図はわかるのですが違和感があります。また、細かいところになりますが、施策の方向性の2番目に「こどもたちが国際社会に目を向けられるよう異文化や多様な価値観に触れる機会づくりに努めます」と書いてありますが、大和市は既に小学校、中学校の国際教室でやっています。方向性として、これはもうこの段階ではなく、もっと先を進めて欲しいです。むしろ今、求められているのは、多文化共生でお互いに自国の文化や言葉を尊重し合い認め合っていくような取組で、こども達の多文化共生の意識をもっと謳うべきだと思います。大和市は先進的にやっているところなので、もう少し進めることを考えいただきたいです。もう一つは、教育の機会の保障がいくつか出ていますが、夜間中学の存在がどこにも書いてありません。夜間中学は、相模原市や横浜市、川崎市にあります。大和市は相模原市の夜間中学に関わっているのかどうか記述がないのでわかりませんが、そこの部分は、教育の機会の保障に夜間中学を活用するような方向性を

出していただきたいです。

会長：議会でも取り上げられたことがあったと思います。

委員：あと、多文化共生の観点では、学校現場での先生方に対する働きかけや、地域で活躍しているNPO団体との連携なども是非入れていただきたい。大和市では、「すたんどばいみー」という団体があって活動をしているので、もう少し今実施していることの方向性を積極的に示していただきたいと思います。

会長：なぜ外国とつながりがある方たちの項目が「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」の章に盛り込まれたのか伺いたいです。

事務局：ご質問いただいた点については、国こども大綱の「ライフステージを通じた重要事項」の中に「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」という項目があるのですが、その中には、年齢発達の程度に応じた自然体験や職業体験、文化芸術体験等のさまざまな体験を通じていろいろなものをやっていきましょう、ということと、もう一つの視点として、子どもが活躍できる機会づくりとして、「異文化や多様な価値観」、「伝統文化への理解」、「外国人によるコミュニケーション」が含まれているので、この章に記載しているものです。今回ご意見をいただきましたので、記載内容については、現状の取組状況等を府内関係課に確認して調整させていただきます。

会長：通訳をお願いすることになると、学校や国際化協会を通した場合は無料ですが、有料の場合もあったりするので、誰もが使えるような制度だとありがたいです。また、夜間中学の話も出ましたが、夜間中学のことは考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局：夜間中学については、教育委員会の計画がありますので、府内で調整したいと思います。ご指摘のような課題があることは、重々承知しております。

会長：先ほど他の委員が言われたように、大和市では「すたんどばいみー」という団体が頑張っておられます。非常に熱心にやられているので、頑張っている部分はなかなか表面化してこないところがありますが、大和市は多岐に渡りやっています。

委員：64ページの「松風園運営事業」について、第2松風園の対象者・施設は「18歳以上の障がい者」なので、指標値の「第2松風園利用児童数」は「第2松風園利用者数」の誤りと思われます。

委 員：53 ページの現状と課題の下から 3 行目、「市内中学校等の協力を得て～」は「市内小中学校の協力を得て～」だと思います。

事務局：ただいまご指摘の 2 点については、確認の上、修正いたします。

委 員：73 ページに自殺死亡率がありますが、この数値は割合ですか。

事務局：これはパーセンテージではなく、確か人口 10 万人あたりの人数なので、注釈を入れるなど修正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

委 員：用語の関係で「子育て」という言葉はありますが、103 ページに「親育ち」という言葉があり、初めて聞く言葉だったので教えていただきたいです。

会 長：「親育ち」これは、大切だと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局：「親育ち」とは、いろいろな親御さん向けの家庭教育などの講習があり、親自身が学ぶ場を通して子育てを勉強し、子どもの成長とともに親としての意識や能力が身につくことを指します。

会 長：保育園でも事業として実施していますよね。

事務局：市では公立保育園 4 園が地域育児センターとしての事業を実施しており、その中で子育て相談などを行なっています。保護者がしっかり親としてのスキルを上げていくための支援も行っておりますが、これは保育園やその他の場面でも実施しております。

会 長：各園で「おひさまサロン」など、熱心にやっています。派遣された先で保育園の保育士さんがちょっとした質問にきちんと答え、親御さんをサポートしていく、助かっているという親御さんの話を聞きます。

委 員：56 ページの「学力向上推進対策推進事業」で「放課後寺子屋やまと」のことが載っていますが、どちらかというと学力向上や学力保障が主だと思うので、就学援助の事業より先に出てきているはどうかと感じています。市として力を入れている事業だと思うのですが、子どもの貧困対策としてトップに取り上げるところなのかは少し疑問に感じています。

会 長：事務局いかがでしょうか。

事務局：ご指摘があるところではありますが、国の貧困対策の中でこちらの事業が取り上げられていることも一つの経緯としてあり、いわゆる塾と異なり無料で誰でも受けられる教育支援という趣旨の位置付けで掲載しています。引き続き教育委員会とも調整させていただきます。

会長：塾に通えない子たちが放課後寺子屋やまとを使ってもらえると良いと思います。

委員：意見が2点あります。1点目は、前回の第二期の計画からこちらの「こども計画」になり決定的に何が違うのかを伺いたいです。

2点目は、前回、質問書の中で提出があったと思いますが、これだけ有識者の皆さんからいろいろな意見があったことに対しての回答が、おそらくゼロ回答に近いものが多かったことや「参考にします」程度のものが多かったことについて、この計画は5年間使うので、5年後、社会として危ないという警鐘を鳴らす部分があったり、のままではいけないという思いがあっての意見もあると思うのですが、この計画を作つて実施する中で問題が生じた時に誰が責任を取るのか明確にしないといけないと思っています。民間だと経営戦略室などが作るのかと思いますが、縦割りの行政の中で担当者が異動しました、退職しましたというのは、一般市民からすると関係ないことだと思います。この計画は、誰の権限で責任を持ってやっていくのか明確にしていただきたいと思います。

事務局：1点目のご質問、第二期子ども・子育て支援事業計画とこちらのこども計画との違いは、一つは、今回、こども基本法が施行されたことに伴い、こども計画を盛り込む中で、今まででは、どちらかというと子育て支援施策に関する内容が多かったのですが、こども大綱では「ライフステージ別的重要事項」でも示されているように、子どもの誕生前から学童期・思春期・青年期など、非常に年齢の範囲が広くなっています。もう一つは、施策の範囲も子育て支援のみならず、就労や教育の部分も広く取り上げられてきているところが第二期とは違うところだと思っております。

2点目の質問についてですが、こども基本法が施行されたことにより、こども計画は市で作ることになっています。今後、素案を議論いただいた中で、府内作業としては府議で関係部署や市長に素案の説明をさせていただきます。市長から素案が認められれば諮問ということで、こちらの審議会にお諮りし、「子ども・子育て会議」は市の附属機関に属しているので、その答申を受けて正式決定していきます。当然、市が作成したことになり、市の代表は市長となりますので、市長の責任の元、作られるものと認識しております。

委員：市長はこの素案段階で見ていられるのですか。

事務局：基本的には、各回の子ども・子育て会議の前に市長に説明に入るようにしております。例えば、骨子案作成の際は、このような構成で、理念はこのような形でと説明をし、ご了承いただいています。また、素案の前には、具体的には先週、市長に説明をさせていただいております。ただ、市長も多忙のため、全てに目を通しているわけではないと思いますが、市長が関心を持っておられる子どもの教育について、様々な体験を通じた子どもの成長などを重視しているので、そういったところを反映させながら作業を進めさせていただいている。

会長：他にご意見、ご質問がなければ次に進みます。

事務局：（資料に基づき、第5章～第6章まで説明）

会長：ただいま説明がありました、第5章と第6章について、ご意見・ご質問がありましたらお願ひします。

委員：先ほど「定員変更があったので修正しました」という説明がありましたが、定員変更はこの会議での審議案件だと思うのですが、その辺りはどうなっていますでしょうか。手続き上、先にこちらに諮られるのが本来の姿なのではと思うのですが。

事務局：133～136ページにおける内容についてですが、市としては、これまでにお話ししているとおり、北部の保育ニーズは高まっているので施設を整備していくかなくてはいけない状況でございますが、次年度以降、定員を変更したいという事業者の意向を受けて今後の計画値を見直していくと考えております。

まず、北部にある園を運営している事業者の意向を踏まえ、令和7年度における確保方策の計画値を変更しており、保育利用における2号認定と3号認定を見直ししています。

また、南部における園についても同様に、運営事業者の意向を踏まえて、こちらも保育利用における2号認定、3号認定を変更しています。

なお、令和7年度の変更に伴って、それ以降の令和8～11年度もそれに準じて変更しています。

委員：子ども・子育て支援法の中で、この会議に諮問する手順を経ずに計画が立てられているということに対して問題提起しているのですが、そこについての回答はいかがでしょう。

事務局：これは計画値であり、今後、作っていく予定のものも定員に含めていることから、計画策定時点における量の見込みと確保方策を算出したものとなります。利用定員の変更につきましては、毎

年行っているとおり、子ども・子育て会議の中で議論して進めていく手順であると理解しております。

委 員：保育園を新しく作るのに大体5千万円かけて作っているので、そういった中、私は、定員を下げるという定員変更を簡単に認めてはいけないと思っています。保育園の定員が足りないから作るという名目で5千万円かけるのであれば、そのようなことを簡単に認めてはいけないと思っているので、こここの会議で定員を下げることが相応しいのかしっかり議論をしていかなくてはいけないと思います。それに対して、この会議は結局通してくれるだろうという意識を持たれているのであれば、それはやめていただきたいし、審議すべきだと考えています。意見です。

会 長：今の意見について事務局いかがでしょうか。

事務局：意見として伺います。

会 長：南部の方はどんどん減っていて、北部は足りないと何千万円も投資しているところで、もう少し先の数字が読めるような形はないものかとも思います。そこは、大和市できちんと受け止めていると信頼しておりますので、お願いいいたします。

会 長：その他について、事務局から連絡事項も含めお願いします。

#### 4. その他

事務局：(資料に基づき説明)

事務局：前回8月の会議での「一時預かりに関して一般型の施設数」のご質問に対する回答です。一般型として市内の公立園4園以外に令和5年度に民間の認可保育所55施設あるうち、一般型非定形保育を実施予定であった園は31施設、そのうち実際に一般型として受け入れた園は19施設となっています。その他、余裕活用型は55施設全てで実施していますが、先ほどの19施設以外で余裕活用型の一時預かりを受け入れたのが7施設、計26施設が一時預かりを実施しました。ちなみに公立園については、4園のうち1園が一般型非定形保育を実施し、残りの3園は余裕活用型になりますが、こちらは4園いずれも受け入れを行っています。

委 員：参考資料1でいただいた「未来のやまと こどもミーティング」について、実際、私も見に行きましたが、子どもたちと市長とのやりとりがとてもストレートで、小学生の目線なので内容はともかく、すごく良いやりとりがあったと思っています。できれば、このような子どもの率直な意

見を早く出していただきたいです。所管が異なるなど、いろいろな事情があると思いますが、こういった子ども達の意見を元にして会議の中で計画を作っていくことも、合わせて実施していただければと思っています。

会長：子ども達が自分達で生き抜いていく社会になると思うので、自分達が提案したものが取り入れられたりすると、市への関わりや社会に対する関わりもどんどん変わってくると思います。

委員：実際の場ではオフレコの話もたくさん出ていたので、載せられないものも多かったと思いますが、子どもたちとのやり取りの中で、市長が考えている話もありました。

会長：とても前向きに自分がイメージしたものを表現されていて、その様な大人を見ているとこどももワクワクするし、とても良いと思います。

事務局：次回会議について、ご案内いたします。次回会議は、11月25日（月曜日）14時から、保健福祉センター5階 501会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

## 5. 閉会